

仕様書

1 件 名

盛岡ふれあい覆馬場プラザ交流ホール冷暖房機器修繕

2 履行場所

盛岡市青山2丁目6-8 盛岡ふれあい覆馬場プラザ 交流棟

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年7月末日まで

4 修繕内容

- (1) 本修繕は、指定の位置に空調機器を設置し、適正な空調環境を安定的に提供することを目的とする。
- (2) 空調対象室は、交流ホール、廊下、ラウンジ、管理事務室とする。
- (3) 空調機本体は、冷暖房機能付きとし、床置き型パッケージエアコン3台を設置し、冷房能力合計21KW程度とする。
- (4) 室外機用架台を設け、設置位置は北側外部とするが、玄関付近外部に1台を設置することは可能とする。
- (5) 機器の詳細な設置位置、配管経路、ドレン排水位置については発注者と協議する。
- (6) 電源は専用回路を設け、配管、配線は屋内に露出とし、化粧カバー等で保護する。
また、新たに高圧受電設備は設けない。
- (7) 北側の砂利部分に室外機を設置する場合は、屋根からの雪や氷をよける屋根やカバーを設け、砂利部分に機器の片側が沈下しないよう室外機の下にコンクリート板等を設置すること。
- (8) 施工対象室にある既設の暖房機（参考）
ペレットストーブ：サンポット FFP-811DF 8.1 kW × 2 台
石油 FF ヒーター：サンポット FF-11000BF 11.0 kW × 1 台

5 数量等

別紙1のとおり。

6 設置場所

交流ホール、ラウンジ（別紙図面のとおり）

7 共通仕様

設計書や特記仕様書に記載されていない事項は、「盛岡市建築工事等基準仕様書（盛岡市ホームページを参照）」及び最新版「公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」並びに最新版「公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」によることを原則とし、これによりがたい場合は市担当者と協議すること。

8 施 工

- (1) 施工箇所は既に供用されている施設であるため、施設利用者及び施設関係者並びに付近住民への安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。施工に当たっては、事前に発注者と綿密な打ち合わせを行い、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。また、施工完了後は、その箇所について完成確認を受けること。
- (2) 本修繕に使用する材料等のうち、特定の物が特記された場合は、別紙1に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、所定の申請書に同等品の仕様がわかるカタログ等を添えて提出し、事前に同等品審査を受けること。審査で合格しない製品での入札は認めない。また、設置機器はすべて新品未使用とし、日本製又は国内メーカー製であること。
- (3) 本修繕にかかる軽微な修理については、受注者の負担で行うものとする。
- (4) 調査等にて重大な不良箇所が判明した場合については、速やかに発注者へ報告し指示を受けるものとする。
- (5) 施工に必要な水、電力等の使用は施設管理者と協議すること。
- (6) 発生材の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき適法に処分すること。なお、処分に係る費用はすべて受注者の負担とする。
- (7) 事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。（要領書等は盛岡市ホームページを参照）
- (8) 修繕の着手、施工及び完成において官公署、電力、通信事業者その他関係機関へ必要となる諸手続等は、発注者と協議の上受注者が遅滞なく処理すること。なお、当該手続きに係る費用はすべて受注者の負担とする。
- (9) 修繕終了時には、試運転を行い、施設管理者に取扱い説明を実施すること。

9 提出書類

- (1) 実施工程表
- (2) 修繕計画、機器配置、配管経路図
- (3) 修繕完了報告書
- (4) 施工写真（施工前・施工中・施工後）

(5) 機器保証書、その他必要なもの

10 その他

- (1) 室内機及び室外機の設置場所については、別紙図面のとおりとし、利用者等の安全が確保されるよう配慮すること。ただし、現場の状況により設置が困難又は不適當な場合には、協議のうえ若干の位置の変更を認める場合があります。エアコン等の設置場所を変更した場合は、変更後の設置場所に合わせて修繕をすること。
- (2) 別紙1は参考資料のため、エアコンの設置場所を変更した場合など数量等に変更が生じる場合がある。
- (3) 入札前に必要に応じて現場を確認すること。なお、確認の際には施設に連絡し日程調整のうえ現場確認を行うこと。
- (4) この仕様書に定めがない事項及び作業に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定すること。
- (5) 業務に係る消耗品、材料等の費用は、受注者の負担とする。請負者は、この仕様書に基づき、冷暖房修繕を誠実に実施しなければならない。
- (6) この仕様書に示されない事項は、発注者及び受注者が協議のうえ実施するものとする。